

令和6年度の公定価格について

本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額(下記表参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。また、3歳児以上の副食費の助成を受けた児童は、下記金額に4,800円を乗じた額となります。（但し、1号認定子どもは給食実施日に応じて乗ずる額が異なります。）

下記は、月を通じて在籍した児童に係る公定価格のため、月途中入退所の場合は日割り計算となります。

認定区分	クラス 年齢	各月単価												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
教育標準時間 (1号認定)	満3歳児	152,318	150,588	149,118	149,118	147,258	147,258	147,828	147,258	146,208	146,208	144,058	145,888	1,773,106
	3歳児	95,428	93,698	92,228	92,228	90,368	90,368	90,938	90,368	89,318	89,318	87,168	88,998	1,090,426
	4,5歳児	76,598	74,868	73,398	73,398	71,538	71,538	72,108	71,538	70,488	70,488	68,338	70,168	864,466
保育標準時間 (2,3号認定)	0歳児	218,200	218,200	218,220	218,160	218,160	218,160	218,200	218,130	218,100	218,100	218,100	220,640	2,620,370
	1,2歳児	126,380	126,380	126,400	126,340	126,340	126,340	126,380	126,310	126,280	126,280	126,280	128,820	1,518,530
	3歳児	71,870	71,870	71,890	71,830	71,830	71,830	71,870	71,800	71,770	71,770	71,770	74,310	864,410
	4,5歳児	53,790	53,790	53,810	53,750	53,750	53,750	53,790	53,720	53,690	53,690	53,690	56,230	647,450
保育短時間 (2,3号認定)	0歳児	213,910	213,910	213,930	213,870	213,870	213,870	213,910	213,840	213,810	213,810	213,810	216,350	2,568,890
	1,2歳児	122,090	122,090	122,110	122,050	122,050	122,050	122,090	122,020	121,990	121,990	121,990	124,530	1,467,050
	3歳児	67,390	67,390	67,410	67,350	67,350	67,350	67,390	67,320	67,290	67,290	67,290	69,830	810,650
	4,5歳児	49,310	49,310	49,330	49,270	49,270	49,270	49,310	49,240	49,210	49,210	49,210	51,750	593,690

※子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費等については、気球認定保護者にたいする個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

※「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14城第1項(第50城において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。